

【カンタン解説シリーズ】

◆ 4月からの税法改正の注意点など ◆

誰の言葉だかは知りませんが、私の好きな言葉があります。

「難しいものを易しく、易しいものを深く、深いものを楽しく」

(いつも感想を送ってくれるサンメリットの八重幡社長が教えてくれました。ありがとうございます。)

この言葉をモットーに、税法など難しいものをできるだけカンタンにお伝えしていきたいと思います。それを【カンタン解説シリーズ】と名付けました。

カンタンに書くというのは、その内容をよく知っておく必要があると思います。よく知っていないと、カンタンにしたことにより、大事なことを省いてしまう可能性があるからです。

そうならないよう、「勉強し続けること」が大事ですね。

今後とも「カンタン解説シリーズ」、よろしくお願いします。

1. 消費税の総額表示

いよいよ4月から総額表示が始まりましたね。

皆様の会社は、総額表示への変更、お済みですか？

(1) 総額表示が必要なもの

これはよく聞かれるのですが、すべての書類等を総額表示にする必要はありません。総額表示が必要なものの条件は、次のようなものです。

- ①あらかじめ提示するもの
- ②不特定多数のものに提示するもの
- ③事業者間取引は除く

特に、①と②が必要かどうかの判断のポイントになります。

あらかじめ、不特定多数、ということですから、個々の取引の書類には総額表示は必要ありません。

たとえば、見積書、納品書、請求書、領収書、契約書などは、不特定多数に提示す

るわけではありませんから、総額表示は不要です。今までどおりでOKです。

対象になってくるのは、カタログ、パンフ、メニュー、値札、商品パッケージ、POP、ポスター、広告、DM文、看板、料金表などでしょうか。

(なお、この中でも事業者間取引<対消費者ではないもの>に使われるものは、総額表示の対象外です。)

そして、忘れてしまいがちなのがホームページ。これも基本的には不特定多数になるでしょうから、修正が必要です。やっていない方、早急に対応してください。私がやっているメルマガなども、総額表示の対象になるんでしょうね。読者は特定されていますが、私からは分からないし、どんどん増えてますからね。

(2) その他注意点

① 手数料率を表示する場合

不動産の仲介手数料のように、取引金額の3%プラス6万円と表示する場合にも、原則として総額表示が適用されます。この場合には、3.15%プラス63,000円と表示することになります。

② 税込価格と税抜き価格を併記する場合は、税抜き価格を目立たせるようにしてはいけないことになっています。

③ レジシステムの変更が間に合わない場合は、総額表示をしていることを条件に、平成19年3月末までは今のレジシステムをそのまま使うことができます。平成19年4月以降旧レジを使えないことはありませんが、できるだけその時まで総額表示用に変えられた方が良いでしょう。

2. ゴルフ会員権の譲渡損失－損益通算は今年までか...

ゴルフ会員権を売却した際に発生した損失(売値－買値－手数料)は、給与所得など他の所得と相殺(損益通算という)することができます。それにより、給与から引かれていた源泉税の還付を受けることができます。

このゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算が、どうやら今年一杯でできなくなる可能性があります。3/1付け読売新聞によると、財務省が改正の方針を固めたとのこと。2005年度改正の予定です。なお、この改正は個人所得税の改正であ

り、法人が所有しているゴルフ会員権については、従来どおりです。

個人でゴルフ会員権を持っている方、大きな含み損を抱えて、なおかつあまり使っていないということであれば、今年中の売却をおすすめします。

3. 個人事業の消費税は、17年分から

消費税の課税対象となる売上高の基準が、3000万円超から、1000万円超に下がったのはご存知のとおりです。これは、平成16年4月以降開始する事業年度から適用されます。

個人事業者の場合は、平成17年分の所得税から対象になります。申告で言えば、平成18年3月の申告からです。

この場合の、売上が1000万円を超えるかどうかの判定は、2年前の売上、すなわち平成15年分の売上によります。ついこの間申告した分ですね。その時の事業所得あるいは不動産所得の売上（収入金額）が、1000万円を超えるかどうかで、消費税の課税事業者になるかどうかが決まってきます。事業所得あるいは不動産所得がある方、確認してみてください。ただし、不動産所得の場合、居住用の賃貸収入は非課税ですから、課税対象外です。事務所などに貸している場合に、課税対象になってきます。

課税事業者になってしまう方、対策の1つとして法人成りをするという方法があります。その場合、資本金1000万円未満の有限会社にすることをお奨めします。資本金1000万円未満であれば、2年間は消費税の課税対象になりません。決して消費税の問題だけで会社を興すことにはないでしょうが、選択肢の1つとしては考えられると思います。

4. IT投資減税の活用

昨年導入された「IT投資減税」は、なかなか使える制度です。ただ、この制度を使った申告をしないと適用になりません。税額控除などは、申告さえすれば税金が減るのに、みすみすそれを逃してしまう場合もあります。是非、概要を押さえておいてください。

IT投資減税は、パソコン等IT投資をした場合の優遇措置です。

30万円未満は、即時費用処理、それ以上は、このIT投資減税を活用するのが、IT投資に関する節税のポイントになってきます。

(1) 適用期間

平成15年1月1日から平成18年3月31日までに取得し、かつ使用開始した資産が対象になります。

(2) 対象となる資産

次の資産で新品のものが対象になります。

- ①電子計算機（パソコン、サーバーなど）
- ②デジタル複写機
- ③ファクシミリ
- ④ICカード利用設備（ICカード、ICタグなど）
- ⑤デジタル放送受信設備（チューナー、アンテナなど）
- ⑥インターネット電話設備（IP-PBXなど）
- ⑦ルーター、スイッチ
- ⑧デジタル回線接続装置（光アクセス機器、DSUなど）
- ⑨ソフトウェア（販売用複製原盤・開発研究用除く）

なお、上記資産と一緒に購入する付属設備（プリンター、電源装置など）も対象資産に含まれます。ただし、付属設備を単独で購入する場合は、対象になりませんので、ご注意ください。また、各資産には機能要件があります。たとえばパソコンの場合、メモリは256MB（メガバイト）以上などの要件がついています。詳しくは、会計事務所等におたずねください。

(3) 取得価額要件

IT投資減税の適用を受けるには、対象事業年度1年間で、対象資産の取得価額の合計額が、次の金額以上になることが必要です。

資産区分	資本金3億円以下	資本金3億円超
ハードウェア	140万円	600万円
ソフトウェア	70万円	600万円

} それぞれ別々に算定する

ハードウェアは、(2)の①から⑧の資産のすべての合計額が、表の金額以上になるかどうかです。個々の資産ごとの判定ではありませんので、それ程高い基準ではないと思います。

(4) 特別償却または税額控除

IT投資減税には、特別償却と税額控除の2つの方法があります。いずれか1つを選択することになります。

①特別償却の場合

通常の減価償却の他に、次の特別償却を行なうことができます。

● 特別償却額＝取得価額×50%

たとえばパソコンの場合、通常の償却率が 43.8%（耐用年数4年、定率法）ですから、合わせて初年度最高 93.8%（12ヶ月利用の場合）も償却することができます。

②税額控除

当期に支払うべき法人税から、次の金額を控除することができます。

● 税額控除額＝取得価額×10%（ただし、法人税の20%を限度とする）

当期の法人税から控除しきれない金額がある場合は、翌期に繰り越すことができます。たとえば、次のような場合です。

例：当期の法人税 200 万円。IT 投資減税の対象となる資産の取得価額 500 万円。

- ・税額控除 : 取得価額 500 万円×10%＝50 万円
- ・控除限度額 : 法人税額 200 万円×20%＝40 万円
- ・控除額 : 50 万円 > 40 万円 ∴ 40 万円 翌期繰越額 : 10 万円

(5) リース税額控除

中小企業においては、リースで IT 投資を行なうことも多いと思います。そのため、リースで IT 投資を行なった場合にも、税額控除ができる制度が用意されています。

対象資産は、購入の場合と同じです。ただし、対象となる法人は、資本金 3 億円以下の法人に限られています。また、金額要件は、リース期間におけるリース費用総額が、ハードウェアの場合で 200 万円以上、ソフトウェアの場合は 100 万円以上となっています。購入の場合より高いのは、リース費用には金利や手数料等が入っているためです。リースの場合の税額控除は、次のように計算します。

● 税額控除額＝リース費用総額×60%×10%

（ただし、法人税の 20% を限度とする）

リース費用総額のうち、60%が本体価格と想定した計算式になっています。なお、控除しきれない場合の翌年への繰り越しは、購入の場合と同様です。

＜特別償却と税額控除のどちらが有利か＞

どちらも魅力的な制度ですが、会社の状況によって選択基準が変わってきます。

まず、利益を出している企業。どうしても今期の税金を減らしたい、というのであれば、特別控除の方が有利になる可能性が高いと言えます。

たとえば、200万円の資産の場合、12ヶ月フルに償却すると、 $200 \text{万円} \times 93.8\% (43.8\% + 50\%) = 187 \text{万円}$ の償却ができます。

法人税等の税率40%として、 $187 \text{万円} \times 40\% = 75 \text{万円}$ の税金が減ることになります。

それに対して税額控除は、 $200 \text{万円} \times 10\% = 20 \text{万円}$ の税額控除が限度です。今期だけ見れば、特別償却の方が55万円も得になるわけです。

同じ利益を出している企業でも、毎年ある程度の利益が見込める場合は、長い目で見ると税額控除の方が有利になってきます。特別償却はあくまで減価償却の一部です。耐用年数を通じて見れば、特別償却をしようがしまいが、減価償却費の合計額は変わりません。償却費を計上するのが早いのか、遅いのかの違いだけです。それに対して税額控除は、時間はかかるがトータルで同じ額の償却費を計上できた上、プラスαで税額の控除を受けられるわけです。税額控除分はまるまる得、ということになります。

利益が出ている企業の場合、**今期だけ特別に利益が出た、来期以降は厳しいのでできるだけ税金をおさえたい、というのであれば特別償却、それ以外は税額控除を選択した方が、税務上有利になるでしょう。**

それでは利益が出ていない企業はどうでしょうか。利益が出ていないのだから、税金も発生せず、税額控除は意味がないと思われるかも知れません。ただ、税額控除には繰越しの制度がありますから、来期のために税額控除制度を使って、繰り越しておけばよいわけです。利益が出れば税額控除ができるし、利益が出なかった場合は、流してしまえばよいわけですから。

また、来期大幅な利益が見込まれる場合などは、特別償却を選択して、今期の赤字を目一杯増やしておく（損失を繰り越す）という手もあります。いずれにしても、どちらが有利かは、来期以降の見込みなども考慮して、考えてみる必要があるでしょう。